

<報道発表資料>

令和7年5月7日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

動物病院への子猫の一時預かり事業の開始

人と動物が共生できる社会の実現を目指して

京都市では、京都市動物愛護行動計画に基づき、京都動物愛護センターに保護・収容された犬や猫の命を繋ぎ、殺処分数を減らす取組を推進しています。

本市で保護・収容される猫の約8割が、所有者等のいない猫（いわゆる野良猫）の子猫であることから、この度、哺乳や医療ケアが必要な子猫を、適切な飼育が可能な（公社）京都市獣医師会の動物病院へ預け、離乳又は譲渡ができるまでの育成及び譲渡を行う事業を開始します。



【幼齢子猫の育成及び譲渡事業について】

● 事業開始年月日

令和7年5月8日

● 事業の流れ

- ・京都動物愛護センターに本事業の対象となる子猫が保護・収容された場合、動物病院へ子猫の育成等を委託します。
- ・委託を受けた動物病院において、子猫が離乳又は譲渡できるまで育成していただきます。
- ・動物病院において飼い主を募集し、京都動物愛護センターでの譲渡の申込手続きを終えた後、子猫を譲渡します。又は、育成終了後に京都動物愛護センターへ子猫を返還いただき、京都動物愛護センターにおいて飼い主の募集を行います。

● 譲渡の申込方法

京都市が定める譲渡申込書によりお申込ください。譲渡にあたっては条件がありますので、詳しくは京都動物愛護センターへ御確認ください。

なお、譲渡にあたり、手数料等は不要です。

<お問合せ先>

- ・本事業に関するお問合せ先

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

電話：０７５－２２２－４２７１

- ・猫の譲渡条件や譲渡の申込に関するお問合せ先

京都動物愛護センター

電話：０７５－６７１－０３３６（休所日：木曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始）